

計画の基本的な考え方

- 1-1 計画策定の背景と目的
- 1-2 計画の位置づけ
- 1-3 計画の対象
- 1-4 計画の期間
- 1-5 計画の策定方法

計画策定の背景と目的

1 国の動向

■ 青少年育成施策大綱の策定

少子高齢化や都市化、情報化など社会の急激な変化に伴い、青少年の非行、不登校、ひきこもり、児童虐待などの様々な問題が深刻化し、若者の社会的自立の遅れが生じ、新たに大きな問題となりました。

このような状況の中で、21世紀を担う青少年の健全な育成のための基本理念と、おおむね5年を目途とする中長期的な方向性を示すものとして、平成15（2003）年12月に「青少年育成施策大綱」が初めて策定されました。

■ 子ども・若者育成支援推進法の施行と子ども・若者ビジョンの策定

「青少年育成施策大綱」策定後も、ニートやひきこもりなど若者の自立をめぐる問題の深刻化や、有害情報の氾濫など、子どもや若者をめぐる環境が悪化し、従来の個別分野における縦割りの対応では限界があるとして、教育、福祉、雇用等の関連分野における子ども・若者育成支援施策の総合的推進と困難を抱える若者を支援するための地域ネットワークづくりの推進を主な目的として、平成22（2010）年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。また、同年7月には、同法に基づき「子ども・若者ビジョン」（子ども・若者育成支援推進大綱）が策定されました。（「青少年育成施策大綱」の廃止）

これまでの青少年施策は、おおむね30歳未満を対象としていましたが、新しい法律と大綱では、雇用など特定の施策分野においては40歳未満までを対象とし、すべての子ども・若者の成長・自立を応援するとともに、困難を抱えている子ども・若者がその置かれている状況を克服できるよう支援することとしています。

■ 新たな子供・若者育成支援推進大綱の策定

「子ども・若者ビジョン」の策定から5年が経過し、子ども・若者をめぐり、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ニートなどの様々な問題が複合的に絡み複雑で多様な状況となっていることを踏まえ、子ども・若者ビジョンの見直しが行われ、新たな大綱が平成28（2016）年2月に策定されました。

■ 子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行と子供の貧困対策に関する大綱の決定

子どもの相対的貧困率は、国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、平成21（2009）年に15.7%、平成24（2012）年に16.3%に上昇し、平成27（2015）年に13.9%と12年ぶりに改善しましたが、子どものおよそ7人に1人が貧困状態にあるという厳しい状況にあります。

このような中、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、国及び地方公共団体の責務、子どもの貧困対策を総合的に推進するために講ずべき施策の基本となる事項等を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26（2014）年1月に施行されました。また、同年8月には、同法に基づき「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、子どもの貧困対策に関する基本的な方針のほか、子どもの貧困に関する指標及び指標の改善に向けた重点施策等が定められました。

2 東京都の動向

東京都子供・若者計画の策定

平成27（2015）年8月に、すべての子供・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「東京都子供・若者計画」が策定されました。

計画の策定に先立ち、平成26（2014）年3月には、社会生活を円滑に営む上での困難を抱える子供・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、子ども・若者育成支援推進法第19条に基づく「東京都子供・若者支援協議会」が設置されています。

3 これまでの小平市の取組

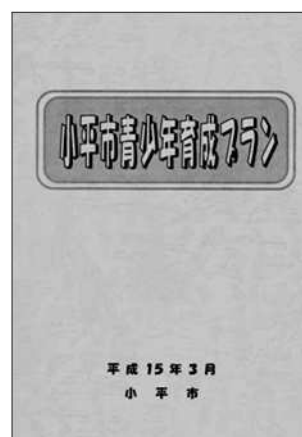
青少年問題協議会の設置

昭和36（1961）年4月に、地方青少年問題協議会法に基づき、青少年問題に関する総合施策の樹立について調査審議するとともに、関係行政機関相互の連絡調整を図るため、市長の附属機関として青少年問題協議会を設置しました。

小平市の青少年施策の基本方針は、平成15（2003）年度に「小平市青少年育成プラン」が策定されるまでの間、同協議会において策定されてきました。

小平市青少年育成プランの策定

平成15（2003）年3月に「小平市新長期総合計画・後期基本計画」における青少年育成部門の計画として、「小平市青少年育成プラン」を策定しました。また、平成20（2008）年3月には、青少年育成施策大綱の策定など国の動向や社会情勢の変化を踏まえた「第2次小平市青少年育成プラン」に改定しました。



小平市青少年育成プラン



■ 青少年対策地区委員会（青少対）の設置

昭和 39（1964）年 11 月に、青少年問題に関する地域活動の強化を図るため、地域の自主組織として、中学校通学区域単位で青少年対策地区委員会を設置しました。その後、昭和 57（1982）年度に、小学校通学区域を地区単位として、20 地区の青少年対策地区委員会が発足しました。平成 13（2001）年の小川東小学校の廃校に伴い、現在は 19 地区となっています。

青少年対策地区委員会では、地域の特長を活かした継続性のある活動が活発に展開されています。

■ 小平市子ども・若者計画の策定

小平市では、これまで国の青少年育成施策大綱に先駆け「小平市青少年育成プラン」を策定するとともに、青少年対策地区委員会をはじめとした地域に根差した様々な青少年施策を推進してきました。

「第 2 次小平市青少年育成プラン」が平成 29 年度末で終了することから、これまでの取組の成果を継承するとともに、昨今の子ども・若者をめぐる問題に的確に対応するため、今後の小平市の子ども・若者育成支援施策の方向性を示す「小平市子ども・若者計画」（以下「本計画」という。）を策定し、施策を総合的・体系的に推進していきます。

1-2

第1章 計画の基本的な考え方

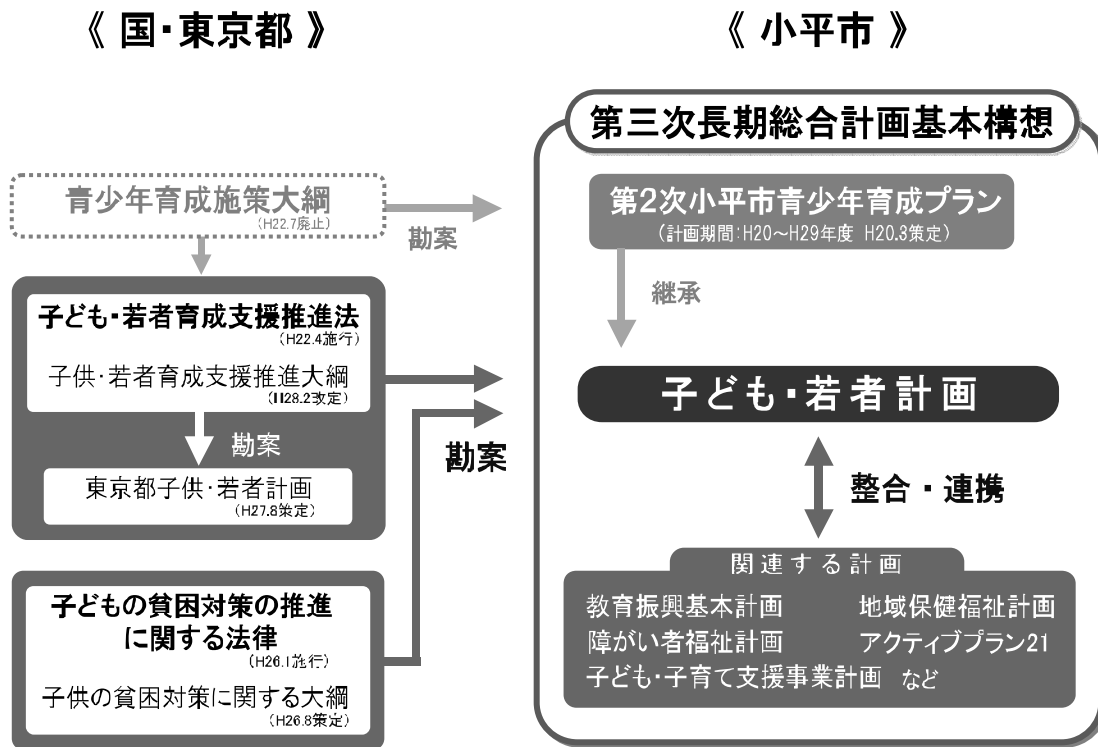
計画の位置づけ

本計画は、平成22（2010）年4月施行の「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づくとともに、「小平市第三次長期総合計画基本構想」における青少年育成部門の計画である「第2次小平市青少年育成プラン」を引き継ぐものです。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を勘案した小平市の子どもの貧困対策と位置づけます。

さらに、本計画は、「小平市教育振興基本計画」、「小平市地域保健福祉計画」、「小平市障がい者福祉計画」、「小平アクティブプラン21」、「小平市子ども・子育て支援事業計画」などの関連する計画と整合・連携を図ります。

■ 計画の関連図



子ども・若者育成支援推進法第9条第2項

市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(市町村子ども・若者計画)を作成するよう努めるものとする。

1-3

第1章 計画の基本的な考え方

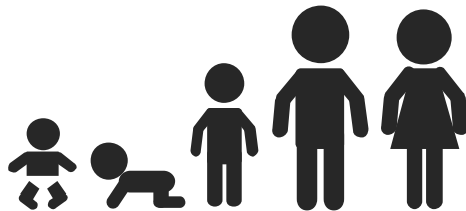
計画の対象

本計画では、「子供・若者育成支援推進大綱」を踏まえ、0歳から30歳未満まで、施策によって40歳未満までを対象としますが、乳幼児期から学童期（0歳から12歳）までは「小平市子ども・子育て支援事業計画」の対象であることから、特に思春期から青年期（12歳（中学生）から30歳未満）までの子ども・若者を主な対象とします。

なお、子ども・若者育成支援推進法に基づき、従前の「青少年」に代えて「子ども・若者」という言葉を使用し、各種法令や施策の内容によっては「青少年」「少年」等の言葉を併用します。

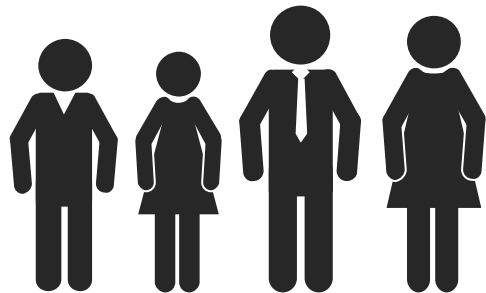
■ 主な対象

－ 小平市子ども・子育て支援事業計画 －



乳幼児期～学童期 【0歳～12歳（小学生）】

－ 小平市子ども・若者計画 －



思春期～青年期 【12歳（中学生）～30歳未満】

用語

子ども：乳幼児期、学童期及び思春期の者。

若者：思春期、青年期の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とする。

青少年：乳幼児期から青年期までの者。

※乳幼児期は、義務教育年齢に達するまでの者。

※学童期は、小学生の者。

※思春期は、中学生からおおむね18歳までの者。

※青年期は、おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者。

※ポスト青年期は、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を抱えた、40歳未満の者。

1-4

計画の期間

本計画の期間は、平成30（2018）年度から平成39（2027）年度までの10年間とします。

今後、新たな課題や環境の変化に対応できるよう、柔軟性をもって施策を推進するとともに、社会・経済状況の変化や国・東京都の動向を勘案しながら、必要が生じた場合には、計画期間内での見直しを行うことがあります。

■ 計画の期間

平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)	平成 33年度 (2021)	平成 34年度 (2022)	平成 35年度 (2023)	平成 36年度 (2024)	平成 37年度 (2025)	平成 38年度 (2026)	平成 39年度 (2027)
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

子ども・若者計画

第三次長期総合計画基本構想

アクティブプラン21

子ども・子育て支援事業計画

地域保健福祉計画

障がい者福祉計画

教育振興基本計画

計画の策定方法

1 計画の策定体制

本計画は、教育、福祉、保健、雇用など幅広い分野にわたることから、庁内関係課18課で構成する「小平市子ども・若者計画庁内検討委員会」において、検討を行いました。

また、公募市民や青少年に関係する団体を代表する者、学校教育の関係者、学識経験者、関係行政機関の職員で構成する小平市青少年問題協議会で、意見を伺いました。

2 実態把握

本計画の策定に先立ち、子ども・若者の日常生活や考えなどの実態を把握し、計画の基礎資料とするため、「小平市子ども・若者の意識・実態調査」を実施しました。

また、小平市教育委員会が小平市教育振興基本計画の進捗状況及び現状を把握するために実施した「小平市の教育に関するアンケート調査」の結果の一部を、計画策定のための資料として活用しました。



小平市子ども・若者の意識・実態調査調査票（学生・一般用）

【 調査対象及び調査票の配付・回収状況 】

調査対象	標本数	有効回収数	有効回収率
■ 小平市子ども・若者の意識・実態調査			
・ 16歳以上29歳以下の市民	3,000	934	31.13 %
内訳: 高校生年代(16歳～18歳)	1,000	370	37.00 %
学生・一般(18歳～29歳)	2,000	564	28.20 %
・ 関係団体（関係者）	119	59	49.58 %
■ 小平市の教育に関するアンケート調査※			
・ 小・中学生	1,165	1,140	97.85 %
内訳: 小学校6年生	618	610	98.71 %
中学校1年生	257	247	96.11 %
中学校3年生	290	283	97.59 %

※「小平市の教育に関するアンケート調査」結果一部抜粋

3 市民からの意見の収集

本計画の素案に対する意見を、市報や市ホームページ等により広く募集し、計画策定に当たって参考にしました。

実施状況については、P115をご覧ください。



